特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は，国民健康保険税管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国民健康保険税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

茨城県境町長

公表日

令和5年6月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課事務
②事務の概要	地方税法に基づき，賦課決定し通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険税の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ③情報提供ネットワークシステムに接続して、特定個人情報の紹介と提供を行う。 ④国民健康保険税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 個人住民税システム、資産税システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1. 国保資格情報ファイル　2. 国保給付情報ファイル　3. 国保賦課情報ファイル　4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条7項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	境町総務部税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	境町総務部総務課　0280－81－1300

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	境町総務部総務課　0280－81－1300

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月1日	Ⅰ 関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長　大越　喜治	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	-	項目追加	事後	様式改正
令和2年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象者人数　2．取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月6日	令和3年1月1日	事後	
令和2年2月1日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項）	・番号法第19条第8号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120項） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条7項	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象者人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年5月1日	事後	再実施
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年5月1日	事後	再実施
令和3年6月1日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき，賦課決定し通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険税の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。	地方税法に基づき，賦課決定し通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し、保険税の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ③情報提供ネットワークシステムに接続して、特定個人情報の照会と提供を行う。 ④国民健康保険税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。	事後	再実施